

都民安全推進本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年10月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	1	0	6	4	127	0	138

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和2年10月分）

▶ （都民の声）

自転車保険への加入が義務化されたと聞いたが、どのような種類の保険に加入すればよいのか。

（対応）

都は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等（※1）への加入が義務となりました。

加入が義務となる保険等には、「自転車保険」等の名称で販売されている保険等のほか、自動車保険、火災保険及び傷害保険の特約や、クレジットカードなどの付帯保険、各種団体保険等に付帯しているものなど様々なものがあります。加入の手段については、保険代理店での加入のほか、コンビニエンスストアやインターネットから加入できるものや自転車安全整備店で点検整備を受けると加入できるもの（TSマークの付帯保険（※2））などもあります。

なお、自動車保険などの特約に気付かずに加入していたり、ご家族が加入しているものが適用されていたりすることもありますので、ご自身の保険等の加入状況をご確認ください。

そのうえで、加入が必要な場合は、保険会社等のホームページなどで情報収集のうえ、加入をお願いします。都としても、ホームページに自転車利用中の賠償責任を補償する保険等を取り扱う事業者を掲載するなど、都民の皆様への情報提供に努めております。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzenriyou-sokushin/jitenshahoken/>

（※1）自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償するための保険・共済

（※2）TSマークに付帯される保険は、賠償責任保険、傷害保険等であり、保険の対象は、TSマーク貼付自転車に搭乗中の人となります。保険の有効期間は、TSマークに記載されている日から1年間であり、同様の自転車点検整備を受ければ更新可能です。賠償責任保険の給付上限額は、赤色マークが1億円、青色マークが1,000万円です。